

県営林道通行規制路線(公安委員会)一覧表

路線名	位置(市町村)	所管	規制警察署	総延長 m	規制対象	規制期間	公示の年月日	番号	規制延長 m	規制の区間
白 銀	小田原市湯河原町真鶴町	県 西	小 田 原	26,731	車 両	終 日	53.11.20	236-4	約 17,000	小田原市根府川 660 先から足柄下郡湯河原町宮上 773 先まで(根府川パレスゴルフ場入口から城山隧道まで)
							56.11.6	232-84	約 9,310	足柄下郡箱根町湯本茶屋 78-3先から小田原市根府川 660 先まで(町立テニスコート横から根府川パレスゴルフ場入口まで)
東 沢	山 北 町	〃	松 田	5,640	〃	7/1~9/30	59.9.14	237-41	約 2,700	足柄上郡山北町中川869-38先から同中川869-11先まで(東沢林道起点から犬越路林道起点まで)
犬越路	山 北 町	〃	松 田	2,891	〃	7/1~9/30	59.10.30	237-68	約 3,000	足柄上郡山北町中川869-11先から同中川927-2先まで(東沢林道、犬越路林道分岐点から津久井境まで)
玄 倉	〃	〃	〃	8,105	〃	7/1~9/30	53.11.20	237-42	約 8,300	足柄上郡山北町玄倉576-1号から同玄倉無番地先まで(仲の沢林道分岐点からユウシロロッジまで)
仲の沢	〃	〃	〃	2,662	〃	7/1~9/30	58.7.20	237-57	約 2,660	足柄上郡山北町玄倉575のハ先から同玄倉無番地先まで(仲の沢林道起点から仲の沢林道終点まで)
明 神	南足柄市	〃	松 田	2,607	〃	終 日	53.11.20	237-46	約 2,607	南足柄市広町832-1先から足柄下郡仙石原1,181-42 先まで(猿山林道との交差点から一般国道731号との交差点まで)
明星及び和留沢	南足柄市	〃	松 田	5,642 6,013	〃	〃	53.11.20	234-47	約 7,700	南足柄市大雄町1,142-1先から同三竹1,193先まで(県道117号線との交差点から小田原市との境まで)
玄倉・中川	山 北 町	〃	〃	5,305	大型車両 大型特殊	〃	54.8.30	図171	5,305	交通規制図による。
世 附	〃	〃	〃	3,816	〃	〃	54.8.30	図172	3,816	全上
(浅間山)阿夫利	伊勢原市	〃	伊 勢 原	(2,500) 3,614	〃	〃	50.12.12	241-40	(2,500) 3,614	伊勢原市大山932先から同大山723先まで(県道との分岐点から大山不動尊まで)
日 向	〃	〃	〃	4,157	〃	〃	50.12.12	241-41	2,500	伊勢原市日向2,192先から同大山168先まで(神奈川県立青年の家前から終点まで)
二の足	厚 木 市	県 央	厚 木	1,775	〃	7/1~8/31	50.7.18	242-36	1,775	厚木市七沢2,966-2先から同七沢3,067先まで(大平橋先から不動尻まで)
塩 水	清 川 村	〃	〃	4,605	〃	7/1~8/31	50.7.18	242-37	3,800	愛甲郡清川村煤が谷5,172先から同宮が瀬1,761先まで(塩水橋きわから終点まで)
本 谷	〃	〃	〃	3,800	〃	7/1~8/31	50.7.18	242-38	3,800	愛甲郡清川村煤が谷5,172先から同宮が瀬1,761先まで(塩水橋きわからキューハ橋まで)
神の川	相模原市緑区(旧津久井町)	〃	津 久 井	18,972	大型貨物自動車及び大型特殊自動車(指定車、許可車を除く)	終 日	50.7.18	261	1500	相模原市緑区青根1,301先から同青根3,012先まで(唐沢橋から永井方まで)
					大型乗用自動車及び特定中型乗用自動車(指定車、許可車を除く)	〃	※1 H26.7.28	※1 10-6	9,140	相模原市緑区青根3,012先から同青根3,810先まで(永井方前交差点から孫右エ門隧道西側まで) ※1当初S50.7.18安全対策完了による区間変更
					車両(指定車、許可車を除く)	〃	※1 H26.7.28	※1 10-7	8360	相模原市緑区青根3,810先から同青根3,810-2先まで(孫右エ門隧道西側から松田署境まで) ※1当初S50.7.18安全対策完了による区間変更
早戸川	〃	〃	〃	12,896	大型自動車及び大型特殊自動車(指定車、許可車を除く)	〃	50.7.18	264	11,250	相模原市緑区鳥屋2,435先から同鳥屋789先まで(平戸入口から丹沢観光センターまで)
荒 井	〃	〃	〃	2,531	大型自動車及び大型特殊自動車(指定車、許可車を除く)	〃	50.7.18	265	700	相模原市緑区鳥屋1,834先から同鳥屋1,504先まで(荒井部落入口から早戸川林道との交差点まで)
奥 野	〃	〃	〃	8,400	車両(指定車、許可車、ハイヤー及び自転車を除く)	〃	50.7.18	266	5,800	相模原市緑区鳥屋3,628先から同鳥屋3,627先まで(水沢橋から神奈川県立大平キャンプ場まで)
伊勢沢	〃	〃	〃	3,961	車両(指定車、許可車を除く)	〃	50.7.18	267	1,200	相模原市緑区鳥屋3,622先から同鳥屋3,619先まで(水沢橋から鳥屋水源地まで)
合計	(21路線)			136,623					約 118,337	※延長は告示文書等によるもの(一部移管延長を除く)

・本表以外に、相模原市緑区のと田林道において、速度規制が敷かれている。

・明神林道の一部を県道移管しているため、林道管理区間のみの延長としている(未解除のため、規制の区間にかかる標記はそのまま)。

・旧黒白林道の公安規制も未解除だが、全線南足柄市へ管理替えしているため本表より除外している。